

市区町村別集計項目(推進体制等) ※2024年2月22日訂正(東京都江戸川区の数値に誤りがあったため)

東京都	
市区町村数	62

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2022年4月1日現在で有効なもの)						
								有			無	有			無			
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況		
							49	47	29				54					
13	101	千代田区	国際平和・男女平等人権課	1	2	1	1			0	第6次千代田区ジェンダー平等推進行動計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1				
13	102	中央区	総務課	1	2	1	1			1	中央区男女共同参画行動計画2018	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1				
13	103	港区	人権・男女平等参画担当	1	1	1	1	港区男女平等参画条例	2004年3月19日	2004年4月1日	第4次港区男女平等参画行動計画-みんなで進めよう 男女平等-	2021年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1				
13	104	新宿区	男女共同参画課	1	1	1	1	新宿区男女共同参画推進条例	2004年3月24日	2004年4月1日	新宿区第三次男女共同参画推進計画	2018年4月 ~ 2024年3月	1	1				
13	105	文京区	総務部総務課ダイバーシティ推進担当	1	2	1	1	文京区男女平等参画推進条例	2013年9月27日	2013年11月1日	文京区男女平等参画推進計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1				
13	106	台東区	人権・多様性推進課	1	1	1	1	東京都台東区男女平等推進基本条例	2014年12月17日	2015年1月1日	台東区男女平等推進行動計画「はばたきプラン21」	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1				
13	107	墨田区	人権同和・男女共同参画課	1	1	1	1	墨田区女性と男性の共同参画基本条例	2005年12月9日	2006年4月1日	墨田区男女共同参画推進プラン(第5次)	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1				
13	108	江東区	総務部 男女共同参画推進センター	1	1	1	1	江東区男女共同参画条例	2004年3月17日	2004年4月1日	男女共同参画KOTOプラン2021(第7次江東区男女共同参画行動計画)	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1				
13	109	品川区	人権啓発課	1	1	1	1			3	「マイセルフ品川プラン」男女共同参画のための品川区行動計画(第5次)	2019年4月 ~ 2029年3月	1	1				
13	110	目黒区	人権政策課	1	2	1	1	目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例	2002年3月15日	2002年3月15日	目黒区男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1				
13	111	大田区	総務部 人権・男女平等推進課	1	1	1	1			0	大田区男女共同参画推進プラン	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1				
13	112	世田谷区	人権・男女共同参画課	1	1	1	1	世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例	2018年3月6日	2018年4月1日	世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1				
13	113	渋谷区	総務課	1	1	1	1	渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例	2015年3月31日	2015年4月1日	第2次男女平等・多様性社会推進行動計画	2022年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1				
13	114	中野区	企画課	1	2	1	0	中野区男女平等基本条例	2004年3月29日	2004年4月1日	中野区男女共同参画基本計画(第4次)	2018年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1				
13	115	杉並区	区民生活部管理課	1	1	1	1			3	杉並区男女共同参画行動計画	2022年4月 ~ 2031年3月	1	1				
13	116	豊島区	男女平等推進センター	1	1	1	1	豊島区男女共同参画推進条例	2003年3月20日	2003年4月1日	第5次としま男女共同参画推進プラン(第5次豊島区男女共同参画推進行動計画、第3次豊島区配偶者等暴力防止基本計画、第2次豊島区女性活躍推進計画)	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1				
13	117	北区	多様性社会推進課	1	2	1	1	東京都北区男女共同参画条例	2006年6月30日	2006年7月1日	北区男女共同参画行動計画 第6次アゼリアプラン	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1				
13	118	荒川区	荒川区総務企画部総務企画課	1	2	1	1			0	荒川区男女共同参画社会推進計画	2021年5月 ~ 2025年3月	1	1				
13	119	板橋区	男女社会参画課	1	1	1	1	東京都板橋区男女平等参画基本条例	2003年3月6日	2003年3月6日	男女平等参画社会実現のための板橋区行動計画 いたばしアクティブプラン2025	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1				
13	120	練馬区	総務部人権・男女共同参画課	1	1	1	1			0	第5次練馬区男女共同参画計画	2020年4月 ~ 2024年3月	1	1				
13	121	足立区	多様性社会推進課	1	2	1	1	足立区男女共同参画社会推進条例	2003年3月20日	2003年4月1日	第7次足立区男女共同参画行動計画	2017年4月 ~ 2023年3月	1	1				
13	122	葛飾区	人権推進課	1	2	1	1	葛飾区男女平等推進条例	2004年3月29日	2004年4月1日	葛飾区男女平等推進計画(第6次)	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1				
13	123	江戸川区	総務課	1	2	1	1	江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例	2022年3月30日	2022年4月1日	江戸川区男女共同参画推進計画	2017年4月 ~ 2027年3月	1	1				
13	201	八王子市	市民活動推進部 男女共同参画課	1	1	1	1			1	男女が共に生きるまち八王子プラン(第3次)2019改定版	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1				
13	202	立川市	男女平等参画課	1	1	1	1	立川市男女平等参画基本条例	2007年6月25日	2007年6月25日	立川市第7次男女平等参画推進計画	2020年7月 ~ 2025年3月	1	1				
13	203	武蔵野市	市民活動推進課	1	1	1	1	武蔵野市男女平等の推進に関する条例	2017年3月22日	2017年4月1日	武蔵野市第四次男女平等推進計画	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1				
13	204	三鷹市	企画経営課平和・女性・国際化推進係	1	2	1	1	三鷹市男女平等参画条例	2006年3月30日	2006年4月1日	男女平等参画のための三鷹市行動計画2022(第2次改定)	2011年4月 ~ 2024年3月	1	1				

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2022年4月1日現在で有効なもの)				
								有			無	有			無	
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況
13	205	青梅市	市民活動推進課	1	2	1	1				0	第六次青梅市男女平等推進計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
13	206	府中市	市民協働推進部多様性社会推進課	1	2	1	1				0	第6次府中市男女共同参画計画	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1	
13	207	昭島市	子ども家庭部 女性活躍支援担当課	1	2	1	1				3	昭島市男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1	
13	208	調布市	男女共同参画推進課	1	1	1	1				0	調布市男女共同参画推進プラン(第5次)	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
13	209	町田市	男女平等推進センター	1	1	1	1				2	一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン(第5次町田市男女平等推進計画)	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
13	210	小金井市	企画政策課男女共同参画室	1	1	1	1	小金井市男女平等基本条例	2003年6月26日	2003年7月1日		(小金井市第6次男女共同参画行動計画)	2021年4月 ~ 2026年3月	1	0	
13	211	小平市	市民協働・男女参画推進課	1	1	1	1	小平市男女共同参画推進条例	2008年10月1日	2009年4月1日		小平アクティブプラン21(第四次小平市男女共同参画推進計画)	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
13	212	日野市	企画部平和と人権課	1	2	1	1	日野市男女平等基本条例	2001年12月28日	2002年4月1日		第4次日野市男女平等行動計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
13	213	東村山市	市民相談・交流課	1	1	1	1	東村山市男女共同参画条例	2006年3月30日	2006年7月1日		東村山市第3次男女共同参画基本計画	2017年4月 ~ 2023年3月	1	1	
13	214	国分寺市	国分寺市 市民生活部 人権平和課	1	2	1	1	国分寺市男女平等推進条例	2007年3月29日	2007年6月1日		第2次国分寺市男女平等推進行動計画	2017年4月 ~ 2025年3月	1	1	
13	215	国立市	市長室	1	2	1	1	国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例	2017年12月28日	2018年4月1日		国立市第5次男女平等・男女共同参画推進計画	2016年4月 ~ 2024年3月	0	1	
13	218	福生市	協働推進課	1	2	1	0				0	福生市男女共同参画行動計画(第6期)	2021年4月 ~ 2027年3月	1	1	
13	219	狛江市	政策室	1	2	1	1				0	狛江市男女共同参画推進計画	2020年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
13	220	東大和市	地域振興課	1	2	1	1	東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例	2005年3月31日	2005年3月31日		第三次東大和市男女共同参画推進計画	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	1	
13	221	清瀬市	清瀬市企画部男女共同参画センター	1	1	1	1	清瀬市男女平等推進条例	2006年6月29日	2006年7月1日		第3次清瀬市男女平等推進プラン	2018年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
13	222	東久留米市	生活文化課	1	1	1	1				3	東久留米市第3次男女平等推進プラン	2017年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
13	223	武蔵村山市	協働推進部協働推進課	1	2	1	1				0	武蔵村山市第四次男女共同参画計画 一ゆーあいプラン	2020年3月 ~ 2024年3月	1	1	
13	224	多摩市	多摩市役所くらしと文化部 平和・人権課	1	2	1	1	多摩市女と男の平等参画を推進する条例	2013年9月30日	2014年1月1日		第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1	
13	225	稲城市	市民協働課	1	2	1	1				0	(稲城市男女共同参画計画(男女平等推進いなぎプラン))	2016年4月 ~ 2026年3月	0	0	
13	227	羽村市	総務課	1	2	1	1	羽村市男女共同参画推進条例	2007年3月26日	2007年4月1日		第5次羽村市男女共同参画基本計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
13	228	あきる野市	企画政策部企画政策課	1	2	1	0				0	第5次あきる野男女共同参画プラン	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
13	229	西東京市	協働コミュニティ課	1	2	1	1				3	西東京市第4次男女平等参画推進計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
13	303	瑞穂町	協働推進課	1	2	0	1				0	第6次瑞穂町男女共同参画社会推進行動計画	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1	
13	305	日の出町	企画財政課	1	2	0	0				0					1
13	307	檜原村	企画財政課	1	2	0	0				0					0
13	308	奥多摩町	企画財政課	1	2	0	0				0	(奥多摩町長期総合計画)	2015年4月1日 ~ 2024年3月31日	0	0	
13	361	大島町	総務課	1	2	0	0				0					0
13	362	利島村	総務課	1	2	0	0				0	利島村における次世代育成支援及び女性職員の活躍の推進に関する特定事業 主行動計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
13	363	新島村	総務課	1	2	0	0				2	新島村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画(第3期)	2022年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
13	364	神津島村	総務課	1	2	0	0				0	神津島村特定事業主行動計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
13	381	三宅村	総務課 庶務係	1	2	0	0				0					0
13	382	御蔵島村	総務課	2	2	0	0				0					0
13	401	八丈町	企画財政課	1	2	0	0				2					0
13	402	青ヶ島村	総務課	1	2	0	0				0					0
13	421	小笠原村	総務課	1	2	0	0				0					0

都道府県	市区町村	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2022年4月1日現在で有効なもの)							
								有			無	有			無				
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況			

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2023年3月末までの制定を目途に検討中
- 2 2022年度以降の制定を目途に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
- 0 策定予定無

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

諮問機関

- 1 有
- 0 無

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2022年4月1日現在で開設済の施設)					施設 形態		管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単 独	複 合	施設管理			事業運営		
												直 営	指 定 管 理 者	そ の 他	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他
			40						8	32	28	8	5	32	5	3	
13	101	千代田区	千代田区男女共同参画センター	MIW(ミュウ)	102-8688	東京都千代田区九段南1-2-1	03-5211-8845	03-5211-8846	<a href="https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kurashi/danjo/miw/index.html">https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kurashi/danjo/miw/index.html</a>		○	○		○		○	
13	102	中央区	中央区立女性センター	ブーケ21	104-0043	東京都中央区湊1-1-1	03-5543-0651	03-5543-0652	<a href="http://bouquet21.genki365.net/">http://bouquet21.genki365.net/</a>	○		○			○		
13	103	港区	港区立男女平等参画センター	リーブラ	105-0023	港区芝浦1-16-1 みなとパーク芝浦	03-3456-4149	03-3456-1254	<a href="https://www.minatolibra.jp">https://www.minatolibra.jp</a>		○		○			○	
13	104	新宿区	新宿区立男女共同参画推進センター	ウィズ新宿	160-0007	新宿区荒木町16	03-3341-0801	03-3341-0740	<a href="https://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/index12_01.html">https://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/index12_01.html</a>	○		○			○		
13	105	文京区	文京区男女平等センター		113-0033	文京区本郷4-8-3	03-3814-6159	03-5689-4534	<a href="https://www.bunkyo-danjo.jp/">https://www.bunkyo-danjo.jp/</a>	○			○			○	
13	106	台東区	台東区立男女平等推進プラザ	はばたき21	111-8621	台東区西浅草3-25-16生涯学習センター4階	03-5246-5816	03-5246-5814	<a href="https://www.city.taito.lg.jp/index/kurashi/jinken/habat-aki21/index.html">https://www.city.taito.lg.jp/index/kurashi/jinken/habat-aki21/index.html</a>		○	○			○		
13	107	墨田区	すみだ女性センター	すずかけ	131-0045	墨田区押上2-12-7-111	03-5608-1771	03-5608-1770	<a href="https://www.city.sumida.lg.jp/sisetu_info/tamokuteki/s-umida_zyoseicenter/index.html">https://www.city.sumida.lg.jp/sisetu_info/tamokuteki/s-umida_zyoseicenter/index.html</a>		○	○			○		
13	108	江東区	江東区男女共同参画推進センター	パルシティ江東	135-0011	江東区扇橋3-22-2 パルシティ江東内	03-5683-0341	03-5683-0340	<a href="https://www.city.koto.lg.jp/kurashi/jinken/danjo/center/index.html">https://www.city.koto.lg.jp/kurashi/jinken/danjo/center/index.html</a>		○	○			○		
13	109	品川区	品川区男女共同参画センター		140-0011	品川区東大井5-18-1 きゅりあん3階(令和4年2月~12月は耐震工事中で仮移転中のため、品川区小山3-22-3)	03-5479-4104	03-5479-4111	<a href="https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/kuseizyoho/kuseizyoho-zinken/kuseizyoho-zinken-kyodosankaku/index.html">https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/kuseizyoho/kuseizyoho-zinken/kuseizyoho-zinken-kyodosankaku/index.html</a>		○	○			○		
13	110	目黒区	目黒区男女平等・共同参画センター		153-0061	目黒区中目黒二丁目10番13号 中目黒スクエア内	03-5721-8570	03-5721-8574	<a href="https://www.city.meguro.tokyo.jp/shisetsu/shisetsu/s-onota/danjo/index.html">https://www.city.meguro.tokyo.jp/shisetsu/shisetsu/s-onota/danjo/index.html</a>		○	○			○		
13	111	大田区	大田区立男女平等推進センター	エセナおおた	143-0016	大田区大森北4-16-4	03-3766-4586	03-5764-0604	<a href="https://www.escenaota.jp">https://www.escenaota.jp</a>	○			○			○	
13	112	世田谷区	世田谷区立男女共同参画センター	らぷらす	154-0004	東京都世田谷区太子堂1-12-40グレート王寿ビル3~5階	03-6450-8510	03-6450-8511	<a href="http://www.laplace-setagaya.net/">http://www.laplace-setagaya.net/</a>	○				○		○	
13	113	渋谷区	渋谷男女平等・ダイバーシティセンター	アイリス	150-0031	東京都渋谷区桜丘町23-21 渋谷区文化総合センター大和田8階	03-3464-3395	03-3463-3398	<a href="https://www.city.shibuya.tokyo.jp/">https://www.city.shibuya.tokyo.jp/</a>		○	○			○		
13	114	中野区															
13	115	杉並区	杉並区立男女平等推進センター	ゆう杉並	167-0051	杉並区荻窪1-56-3	03-3393-4410	03-3393-4716	<a href="https://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/kusei/jinken/1005363.html">https://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/kusei/jinken/1005363.html</a>		○			○	○		
13	116	豊島区	豊島区立男女平等推進センター	エポック10	171-0021	東京都豊島区西池袋2-37-4としま産業振興プラザ3階	03-5952-9501	03-5391-1015	<a href="http://www.city.toshima.lg.jp/049/kuse/danjo/004668.html">http://www.city.toshima.lg.jp/049/kuse/danjo/004668.html</a>		○	○			○		

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2022年4月1日現在で開設済の施設)														
			名称	愛称・通称	所在地等					施設 形態		管理・運営主体					
					郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単 独	複 合	施設管理			事業運営		
												直 営	指 定 管 理 者	そ の 他	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他
13	117	北区	東京都北区スペースゆう(北区男女共同参画活動拠点施設)	スペースゆう	114-8503	東京都北区王子1-11-1 北とぴあ5階	03-3913-0161	03-3913-0081	<a href="https://www.city.kita.tokyo.jp/tayosei/kurashi/jinken/spaceyu/index.html">https://www.city.kita.tokyo.jp/tayosei/kurashi/jinken/spaceyu/index.html</a>		○	○			○		
13	118	荒川区	荒川区立男女平等推進センター	アクト21	116-0012	荒川区東尾久5-9-3	03-3809-2890	03-3809-2891	<a href="http://www.city.arakawa.tokyo.jp/">http://www.city.arakawa.tokyo.jp/</a>		○	○			○		
13	119	板橋区	板橋区立男女平等推進センター	スクアアー・I(あい)	①173-0015 ②173-8501	①情報資料コーナー・団体交流コーナー:板橋区栄町36-1 ②相談室:板橋区板橋2-66-1	03-3579-2790	03-3579-2129	<a href="https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduki/jinken/danjo/square/index.html">https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduki/jinken/danjo/square/index.html</a>		○	○			○		
13	120	練馬区	練馬区立男女共同参画センター	えーる	177-0041	東京都練馬区石神井町8丁目1番10号	03-3996-9005	03-3996-9010	<a href="https://www.nerima-yell.com/">https://www.nerima-yell.com/</a>		○		○			○	
13	121	足立区	足立区男女参画プラザ		123-0851	東京都足立区梅田7-33-1	03-3880-5222	03-3880-0133	<a href="https://www.city.adachi.tokyo.jp/sankaku/chiikibunka/kuminsanka/sankaku.html">https://www.city.adachi.tokyo.jp/sankaku/chiikibunka/kuminsanka/sankaku.html</a>		○		○		○		
13	122	葛飾区	葛飾区男女平等推進センター	ウイメンズパル	124-0012	葛飾区立石5-27-1	03-5698-2211	03-5698-2315	<a href="http://www.city.katsushika.lg.jp/institution/1000097/1006913.html">http://www.city.katsushika.lg.jp/institution/1000097/1006913.html</a>		○	○			○		
13	123	江戸川区	江戸川区人権・男女共同参画推進センター		132-0011	東京都江戸川区瑞江2-9-15	03-6638-8089	03-6231-8171	<a href="https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e049/kuseijoho/gaiyo/shisetsuguide/bunya/ko-sodate/jinken.html">https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e049/kuseijoho/gaiyo/shisetsuguide/bunya/ko-sodate/jinken.html</a>	○		○			○		
13	201	八王子市	八王子市男女共同参画センター		192-0082	東京都八王子市東町5-6 クリエイトホール8階	042-648-2230	042-644-3910	<a href="https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/shimin/003/003/index.html">https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/shimin/003/003/index.html</a>		○	○			○		
13	202	立川市	立川市女性総合センター	アイム	190-0012	東京都立川市曙町2-36-2	042-528-6801	042-528-6805	<a href="http://www.city.tachikawa.lg.jp">http://www.city.tachikawa.lg.jp</a>		○	○			○		
13	203	武蔵野市	武蔵野市立男女平等推進センター	ヒューマン あい	180-0022	東京都武蔵野市境2-3-7 市民会館1階	0422-37-3410	0422-38-6239	<a href="http://www.city.musashino.lg.jp/kurashi_guide/shiminkatsudo/danjokoyodosankaku/danjocenter/index.html">http://www.city.musashino.lg.jp/kurashi_guide/shiminkatsudo/danjokoyodosankaku/danjocenter/index.html</a>		○	○			○		
13	204	三鷹市	女性交流室		181-0013	東京都三鷹市下連雀3-30-12 三鷹市中央通りタウンプラザ4階	0422-43-7812	0422-43-9966	<a href="https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/003/003642.html">https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/003/003642.html</a>	○			○		○		
13	205	青梅市															
13	206	府中市	府中市男女共同参画センター	フチャール	183-0034	府中市住吉町1-84 ステータ府中中河原4階	042-351-4600	042-351-4603	<a href="https://www.city.fuchu.tokyo.jp/shisetu/komyunite/wcenter/danzuyokoyoudou.html">https://www.city.fuchu.tokyo.jp/shisetu/komyunite/wcenter/danzuyokoyoudou.html</a>	○		○			○		
13	207	昭島市	昭島市男女共同参画センター		196-0012	昭島市つつじが丘3-3-15	042-519-2277	042-519-2803	<a href="https://www.city.akishima.lg.jp/li/060/070/020/index.html">https://www.city.akishima.lg.jp/li/060/070/020/index.html</a>		○	○			○		
13	208	調布市	調布市男女共同参画推進センター		182-0022	調布市国領町2-5-15 コクティ3階(市民プラザあくろす内)	042-443-1213	042-443-1212	<a href="http://chofu-danjo.jp/">http://chofu-danjo.jp/</a>		○		○		○		
13	209	町田市	町田市男女平等推進センター		194-0013	町田市原町田4-9-8 町田市民フォーラム3階	042-723-2908	042-723-2946	<a href="https://www.city.machida.tokyo.jp/kurashi/community/danjo/center/shimin05.html">https://www.city.machida.tokyo.jp/kurashi/community/danjo/center/shimin05.html</a>		○	○			○		

男女共同参画・女性のための総合的な施設(2022年4月1日現在で開設済の施設)

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	所在地等					施設 形態		管理・運営主体									
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単 独	複 合	施設管理			事業運営				
												直 営	指 定 管 理 者	そ の 他	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他		
13	210	小金井市																	
13	211	小平市	小平市男女共同参画センター	ひらく	187-0031	小平市小川東町4-2-1小平元気村おがわ東2階	042-346-9618	042-346-9575	<a href="https://www.city.kodaira.tokyo.jp/kurashi/050/050800.html">https://www.city.kodaira.tokyo.jp/kurashi/050/050800.html</a>		○			○	○				
13	212	日野市	日野市男女平等推進センター	ふらっと	191-0062	日野市多摩平2-9多摩平の森ふれあい館2F	042-584-2733	042-584-2748	<a href="http://www.city.hino.lg.jp/shisetsu/shiyakusho/desakli/danjo/index.html">http://www.city.hino.lg.jp/shisetsu/shiyakusho/desakli/danjo/index.html</a>		○	○			○				
13	213	東村山市																	
13	214	国分寺市	国分寺市立男女平等推進センター	ライツこくぶんじ	185-0034	東京都国分寺市光町1-46-8	042-573-4378	042-573-4388	<a href="https://www.city.kokubunji.tokyo.jp/kurashi/1011887/1011901/byoudou/1002816.html">https://www.city.kokubunji.tokyo.jp/kurashi/1011887/1011901/byoudou/1002816.html</a>		○	○			○				
13	215	国立市	くにたち男女平等参画ステーション	パラソル	186-0001	国立市北1-14-1「国立駅前くにたち・こくぶんじ市民プラザ」内	042-501-6990	042-501-6991	<a href="http://kuni-sta.com/">http://kuni-sta.com/</a>		○	○							○
13	218	福生市																	
13	219	狛江市																	
13	220	東大和市																	
13	221	清瀬市	清瀬市男女共同参画センター	アイレック	204-0021	東京都清瀬市元町1-2-11 アミュービル4階	042-495-7002	042-495-7008	<a href="https://www.city.kiyose.lg.jp">https://www.city.kiyose.lg.jp</a>		○	○			○				
13	222	東久留米市	東久留米市男女平等推進センター	フィフティ2	203-8555	東京都東久留米市本町3-3-1	042-472-0061	042-472-1131	<a href="https://www.city.higashikurume.lg.jp">https://www.city.higashikurume.lg.jp</a>		○	○			○				
13	223	武蔵村山市	武蔵村山市立男女共同参画センター	ゆーあい	208-0012	東京都武蔵村山市緑が丘1460-1111-1	042-590-0755	042-567-1433	<a href="https://fureai.csplace.com/">https://fureai.csplace.com/</a>		○		○				○		
13	224	多摩市	多摩市立TAMA女性センター		206-0011	東京都多摩市関戸4-72 ヴィータ・コミュニネ7階	042-355-2110	042-339-0491	<a href="https://www.city.tama.lg.jp/000004278.html">https://www.city.tama.lg.jp/000004278.html</a>		○	○			○				
13	225	稲城市	稲城市男女平等推進センター		206-0802	東京都稲城市東長沼2112-1 稲城市地域振興プラザ1F	042-378-2112	042-378-6971	<a href="https://www.city.inagi.tokyo.jp/kosodate/shakaikyouiku/plaza/index.html">https://www.city.inagi.tokyo.jp/kosodate/shakaikyouiku/plaza/index.html</a>		○			○	○				
13	227	羽村市																	
13	228	あきる野市																	
13	229	西東京市	西東京市男女平等推進センター	パリテ	202-0005	東京都西東京市住吉町6-15-6 住吉会館内	042-439-0075	042-422-5375	<a href="https://www.city.nishitokyo.lg.jp/sisetu/other/dannjiyo.html">https://www.city.nishitokyo.lg.jp/sisetu/other/dannjiyo.html</a>		○	○			○				
13	303	瑞穂町																	
13	305	日の出町																	
13	307	檜原村																	
13	308	奥多摩町																	
13	361	大島町																	
13	362	利島村																	
13	363	新島村																	
13	364	神津島村																	
13	381	三宅村																	
13	382	御蔵島村																	
13	401	八丈町																	
13	402	青ヶ島村																	
13	421	小笠原村																	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2022年4月1日現在で開設済の施設)														
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主な事業									
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			40					39	39	39	38	19	36	22	1	14	
13	101	千代田区	千代田区男女共同参画センター	1998年10月1日	6	16	47,878	○	○	○	○		○				登録団体向けミーティングルーム・グループロッカーの貸し出し
13	102	中央区	中央区立女性センター	1993年4月28日	4	15	37,809	○	○	○			○				講座・相談における託児、ワーク・ライフ・バランス
13	103	港区	港区立男女平等参画センター	1980年4月8日	15	14	120,303	○	○	○	○	○	○	○			団体育成支援事業等
13	104	新宿区	新宿区立男女共同参画推進センター	1983年1月20日	6	4	86,021	○	○	○	○	○	○			○	
13	105	文京区	文京区男女平等センター	1986年9月3日	6	5	71,015	○	○	○	○	○	○				
13	106	台東区	台東区立男女平等推進プラザ	2001年9月26日	5	4	28,096	○	○	○	○	○	○				
13	107	墨田区	すみだ女性センター	1990年7月27日	4	3	45,409	○	○	○	○		○				
13	108	江東区	江東区男女共同参画推進センター	1991年4月1日	26	28	168,806	○	○	○	○	○	○				人材育成事業(パルカレッジ)、一時保育事業
13	109	品川区	品川区男女共同参画センター	1988年10月1日	2	2	16,333	○	○	○	○		○				
13	110	目黒区	目黒区男女平等・共同参画センター	1992年7月14日	2	4	41,056	○	○	○	○	○	○	○			
13	111	大田区	大田区立男女平等推進センター	2000年4月1日	3	17	59,911	○	○	○	○		○				
13	112	世田谷区	世田谷区立男女共同参画センター	1991年2月1日	6	31	69,349	○	○	○	○		○	○		○	研修室の貸出、講座受講者・相談利用者のための一時保育サービス(新型コロナウイルスの影響により一部中止の場合あり)
13	113	渋谷区	渋谷男女平等・ダイバーシティセンター	1992年1月23日	3	3	47,947	○	○	○	○	○	○				
13	114	中野区			0	0	0										
13	115	杉並区	杉並区立男女平等推進センター	1997年9月1日	1	19	25,126	○	○	○	○		○				
13	116	豊島区	豊島区立男女平等推進センター	1992年6月10日	5	14	18,831	○	○	○	○	○	○				パートナーシップ制度、区職員向け男女共同参画研修実施、男女共同参画推進会議・女性活躍推進協議会(区における女性活躍推進に関することについて審議する)
13	117	北区	東京都北区スペースゆう(北区男女共同参画活動拠点施設)	1971年3月1日	5	5	40,574	○	○	○	○	○		○		○	施設内に社会福祉法人が運営する喫茶スペースを設け、交流等を図っている
13	118	荒川区	荒川区立男女平等推進センター	1996年6月1日	2	1	32,198	○	○	○	○		○				
13	119	板橋区	板橋区立男女平等推進センター	1999年10月1日	6	0	21,350	○	○	○	○	○	○				
13	120	練馬区	練馬区立男女共同参画センター	1987年4月1日	7	5	96,967	○	○	○	○	○	○				フェスティバル事業、区民の企画による講座
13	121	足立区	足立区男女参画プラザ	1988年4月21日	7	2	42,559	○	○	○	○	○	○			○	
13	122	葛飾区	葛飾区男女平等推進センター	1989年10月1日	4	5	18,528	○	○	○	○	○	○				講座受講者・相談利用者のための一時保育サービス
13	123	江戸川区	江戸川区人権・男女共同参画推進センター	2020年4月1日	18	5	46,064	○	○	○	○	○					

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設（2022年4月1日現在で開設済の施設）																
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業										その他	
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究			
13	201	八王子市	八王子市男女共同参画センター	2003年12月13日	7	10	31,312	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	ほっとタイムサービス(学習支援・求職支援のための子どもの一時預かり)
13	202	立川市	立川市女性総合センター	1994年10月16日	3	1	40,290	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	男女平等参画推進のための講座を実施する際の保育事業
13	203	武蔵野市	武蔵野市立男女平等推進センター	1998年11月1日	2	6	25,553	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
13	204	三鷹市	女性交流室	1992年10月1日	4	2	1,746			○	○		○	○					
13	205	青梅市			0	0	0												
13	206	府中市	府中市男女共同参画センター	1995年2月22日	9	13	42,974	○	○	○	○				○				
13	207	昭島市	昭島市男女共同参画センター	2020年3月28日	4	1	6,802	○	○	○			○						
13	208	調布市	調布市男女共同参画推進センター	2005年2月1日	5	6	8,398	○	○	○	○		○						
13	209	町田市	町田市男女平等推進センター	1999年12月6日	5	1	11,053	○	○	○	○		○	○					
13	210	小金井市			0	0	0												
13	211	小平市	小平市男女共同参画センター	2004年1月29日	0	1	2,368	○	○		○		○						
13	212	日野市	日野市男女平等推進センター	2004年3月8日	3	2	2,271	○	○	○	○	○	○	○			○		
13	213	東村山市			0	0	0												
13	214	国分寺市	国分寺市立男女平等推進センター	1994年11月10日	5	3	3,827	○	○	○	○		○	○			○		
13	215	国立市	くにたち男女平等参画ステーション	2018年5月14日	2	5	15,534	○	○	○	○		○	○			○		
13	218	福生市			0	0	0												
13	219	狛江市			0	0	0												
13	220	東大和市			0	0	0												
13	221	清瀬市	清瀬市男女共同参画センター	1995年10月1日	5	1	28,753	○	○	○	○	○	○	○				起業支援事業	
13	222	東久留米市	東久留米市男女平等推進センター	2004年4月1日	0	2	9,090	○	○	○	○		○						
13	223	武蔵村山市	武蔵村山市立男女共同参画センター	2006年9月1日	3	8	1,846	○	○	○	○		○	○					
13	224	多摩市	多摩市立TAMA女性センター	1999年9月23日	4	1	4,137	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
13	225	稲城市	稲城市男女平等推進センター	2005年4月1日	0	0	1,431	○	○	○	○						○		
13	227	羽村市			0	0	0												
13	228	あきる野市			0	0	0												
13	229	西東京市	西東京市男女平等推進センター	2008年4月1日	4	4	29,643	○	○	○	○		○				○	男女平等参画推進計画の策定及び進行管理	
13	303	瑞穂町			0	0	0												
13	305	日の出町			0	0	0												
13	307	檜原村			0	0	0												
13	308	奥多摩町			0	0	0												
13	361	大島町			0	0	0												
13	362	利島村			0	0	0												

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2022年4月1日現在で開設済の施設)															
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業										
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他	
13	363	新島村			0	0	0											
13	364	神津島村			0	0	0											
13	381	三宅村			0	0	0											
13	382	御蔵島村			0	0	0											
13	401	八丈町			0	0	0											
13	402	青ヶ島村			0	0	0											
13	421	小笠原村			0	0	0											

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

東京都

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言				首長、自治会長等の状況													
			宣言年 月 日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち 女性市区長数	女性比率 (%)	副市区長数	うち 女性副市区長数	女性比率 (%)	町村長数	うち 女性町村長数	女性比率 (%)	副町村長数	うち 女性副町村長数	女性比率 (%)	自治会長数	うち 女性自治会長数	女性比率 (%)
13	101	千代田区				1	0	0.0	1	0	0.0							107	1	0.9
13	102	中央区				1	0	0.0	2	0	0.0							177	14	7.9
13	103	港区				1	0	0.0	2	0	0.0							222	17	7.7
13	104	新宿区				1	0	0.0	2	0	0.0							197	22	11.2
13	105	文京区				1	0	0.0	1	1	100.0							154	9	5.8
13	106	台東区				1	0	0.0	1	0	0.0							197	3	1.5
13	107	墨田区				1	0	0.0	1	0	0.0							171	13	7.6
13	108	江東区				1	0	0.0	2	1	50.0							275	40	14.5
13	109	品川区	1993年4月28日	人権尊重都市品川宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							201	21	10.4
13	110	目黒区				1	0	0.0	1	0	0.0							82	12	14.6
13	111	大田区				1	0	0.0	2	0	0.0							218	12	5.5
13	112	世田谷区				1	0	0.0	3	0	0.0							193	29	15.0
13	113	渋谷区				1	0	0.0	2	1	50.0							105	14	13.3
13	114	中野区				1	0	0.0	2	0	0.0							107	16	15.0
13	115	杉並区	1997年12月1日	杉並区男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							155	28	18.1
13	116	豊島区	2002年2月15日	豊島区男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	1	50.0							124	13	10.5
13	117	北区				1	0	0.0	2	1	50.0							182	21	11.5
13	118	荒川区				1	0	0.0	2	0	0.0							120	6	5.0
13	119	板橋区				1	0	0.0	1	0	0.0							212	20	9.4
13	120	練馬区				1	0	0.0	2	0	0.0							249	38	15.3
13	121	足立区				1	1	100.0	2	0	0.0							430	70	16.3
13	122	葛飾区				1	0	0.0	2	0	0.0							236	16	6.8
13	123	江戸川区				1	0	0.0	2	0	0.0							274	32	11.7
13	201	八王子市	1999年12月6日	八王子市男女共同参画都市宣言	4	1	0	0.0	2	1	50.0							576	59	10.2
13	202	立川市	1996年10月2日	立川市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							180	33	18.3
13	203	武蔵野市				1	1	100.0	2	0	0.0							0	0	
13	204	三鷹市	1988年1月1日	三鷹市女性憲章	4	1	0	0.0	2	0	0.0							97	20	20.6
13	205	青梅市				1	0	0.0	1	0	0.0							164	5	3.0
13	206	府中市	1999年11月3日	府中市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							390	75	19.2
13	207	昭島市	2003年1月1日	昭島市男女共同参画都市宣言	4	1	0	0.0	1	0	0.0							96	14	14.6
13	208	調布市				1	0	0.0	1	0	0.0							338	76	22.5
13	209	町田市	2001年2月1日	町田市男女平等参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							310	53	17.1
13	210	小金井市	1996年12月3日	男女平等都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							72	14	19.4
13	211	小平市	2022年3月22日	男女共同参画宣言都市こだいら	1	1	1	100.0	1	0	0.0							361	86	23.8

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言				首長、自治会長等の状況														
			宣 言 年 月 日	宣 言 の 形 態	宣 言 名 称	市 区 長 数	うち 女性 市 区 長 数	女性 比 率 (%)	副 市 区 長 数	うち 女性 副 市 区 長 数	女性 比 率 (%)	町 村 長 数	うち 女性 町 村 長 数	女性 比 率 (%)	副 町 村 長 数	うち 女性 副 町 村 長 数	女性 比 率 (%)	自 治 会 長 数	うち 女性 自 治 会 長 数	女性 比 率 (%)	
13	212	日野市	1998年9月28日		日野市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	1	50.0						237	53	22.4	
13	213	東村山市					1	0	0.0	2	1	50.0						293	73	24.9	
13	214	国分寺市					1	0	0.0	2	0	0.0						121	27	22.3	
13	215	国立市					1	0	0.0	1	0	0.0						67	7	10.4	
13	218	福生市					1	0	0.0	1	0	0.0						32	1	3.1	
13	219	狛江市					1	0	0.0	1	0	0.0									
13	220	東大和市	2001年2月18日		東大和市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0						71	12	16.9	
13	221	清瀬市					1	0	0.0	1	0	0.0						161			
13	222	東久留米市	2000年10月1日		東久留米市男女共同参画都市宣言	4	1	0	0.0	1	0	0.0						121	25	20.7	
13	223	武蔵村山市					1	0	0.0	1	0	0.0						55	7	12.7	
13	224	多摩市					1	0	0.0	2	1	50.0						97	15	15.5	
13	225	稲城市					1	0	0.0	1	0	0.0						37	6	16.2	
13	227	羽村市	1997年11月1日		自分らしく生きよう”はむら”アピール～男女共同参画都市宣言～	2	1	0	0.0	1	1	100.0						39	1	2.6	
13	228	あきる野市					1	0	0.0	1	0	0.0						83	5	6.0	
13	229	西東京市					1	0	0.0	1	0	0.0						214			
13	303	瑞穂町											1	0	0.0	1	0	0.0	40	3	7.5
13	305	日の出町											1	1	100.0	1	0	0.0	28	0	0.0
13	307	檜原村											1	0	0.0	1	0	0.0	26	0	0.0
13	308	奥多摩町											1	0	0.0	1	0	0.0	18	0	0.0
13	361	大島町											1	0	0.0	1	0	0.0	0	0	
13	362	利島村											1	0	0.0	1	0	0.0	0	0	
13	363	新島村											1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
13	364	神津島村											1	0	0.0	1	0	0.0	10	0	0.0
13	381	三宅村											1	0	0.0	1	0	0.0	5	0	0.0
13	382	御蔵島村											1	0	0.0	1	0	0.0	0	0	
13	401	八丈町											1	0	0.0	1	0	0.0	3	0	0.0
13	402	青ヶ島村											1	0	0.0	1	0	0.0	0	0	
13	421	小笠原村											1	0	0.0	1	0	0.0			

- <選択肢回答>  
 男女共同参画に関する宣言  
 宣言の形態  
 1 首長声明  
 2 議会の議決  
 3 庁内連絡会議の決定  
 4 その他

調査時点コード	1	2022年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値					目標設定の対象である審議会等の範囲					地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		調査時点コード												
		目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	その他	調査時点コード	その他	調査時点コード	その他	調査時点コード	その他							
	小計			3,192	2,847	52,929	17,567	33.2					1,931	1,742	30,148	8,901	29.5	267	164	1,421	260	18.3	1,658	241	14.5	2,147	304	14.2										
13	101	千代田区	40.0%以上 60.0%以下	2022年3月	80	74	1,193	374	31.3	法律又は政令により設置されている審議会等、法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5条)、条例・規則等により設置されている懇談会・会議等、要綱等により設置されている懇談会・会議等	34	32	481	133	27.7	3	2	12	3	25.0				45	4	8.9	1			1								
13	102	中央区								23	22	455	113	24.8	3	2	11	3	27.3	60	6	10.0	61	6	9.8	1			1									
13	103	港区	50.0	2027年4月	98	93	1,728	623	36.1	議会除く	41	38	862	307	35.6	3	1	13	1	7.7	68	12	17.6	69	12	17.4	1			1								
13	104	新宿区	40.0	2024年3月	90	85	1,680	627	37.3	行政委員会、付属機関、その他の審議会	41	40	735	238	32.4	3	3	13	4	30.8				47	3	6.4	2	2022年3月31日	2	2022年3月31日	2	2022年3月31日						
13	105	文京区	40.0	2023年3月	70	65	1,303	436	33.5	全審議会	29	28	533	169	31.7	3	3	11	4	36.4	51	7	13.7	52	7	13.5	1			1								
13	106	台東区	35.0	2025年3月	75	70	1,332	366	27.5	地方自治法第202条の3に基づく審議会・その他、法律、条例により設置されている審議会等(地方自治法第138条の4、第202条の3参照)、設置要綱などにより、長の私的諮問機関として設置されている審議会等	35	34	702	198	28.2	3	2	12	3	25.0				49	5	10.2	1			1								
13	107	墨田区	30.0	2024年3月	66	53	1,095	308	28.1	地方自治法第180条の5に基づく委員会及び地方自治法第202条の3(第138条の4)に基づく	56	49	982	303	30.9	3	2	12	2	16.7	50	3	6.0	51	3	5.9	1			1								
13	108	江東区	40.0	2026年3月	62	59	1,263	379	30.0	行政委員会及び法律、条例、規則、要綱等により設置されている審議会等	30	30	668	159	23.8	3	2	13	3	23.1	52	7	13.5	53	7	13.2	2	2022年3月31日	2	2022年3月31日	2	2022年3月31日						
13	109	品川区	40.0	2024年3月	61	57	1,263	431	34.1	法180条の5、法202条3、要綱等で設置	32	29	583	127	21.8	3	2	13	4	30.8	58	5	8.5	60	5	8.3	1			1								
13	110	目黒区	50.0	2027年3月	55	54	786	308	39.2	付属機関及び私的諮問機関	36	35	525	194	37.0	3	3	13	4	30.8	30	6	20.0	31	6	19.4	2	2022年3月1日	2	2022年3月1日	1							
13	111	大田区	40.0	2026年3月	86	75	2,591	761	29.4	行政委員会及び地方自治法第180条の5に定めるもの・地方自治法第202条の3別表7に定めるもの・法律、条例により設置されているもの(地方自治法第138条の4、第202条の3参照)、設置要綱などにより、長の私的諮問機関として設置されている審議会等	33	27	746	176	23.6	3	1	13	3	23.1				58	13	22.4	1			1								
13	112	世田谷区	40.0	2027年4月	87	82	1,514	524	34.6	地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等、地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等、設置要綱などにより設置されている委員会等(外部の委員を主な構成員とする委員会等)	44	41	871	299	34.3	4	3	34	5	14.7				53	8	15.1	1			1								
13	113	渋谷区	40.0	2026年3月	40	29	922	310	33.6	すべての審議会等	38	32	965	325	33.7	3	3	14	8	57.1							1											
13	114	中野区								33	27	499	163	32.7	3	3	13	5	38.5	42	2	4.8	43	3	7.0	1			1									
13	115	杉並区	40.0	2025年3月	86	70	2,074	711	34.3	地方自治法(第202条の3)に定める審議会その他の審議会等	43	37	713	241	33.8	4	3	24	6	25.0	33	4	12.1	34	4	11.8	1			1								
13	116	豊島区	50.0	2027年3月	73	73	1,656	659	39.8	地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置される附属機関及び区長等が規則、規程、要綱等により設置した全議体で、区の計画等の策定または行政の総合調整を主目的とする区の政策形成にかかわるものうち、区職員のみで構成される審議会または基準日時点で休会中の審議会を除く	50	50	785	259	33.0	3	3	13	4	30.8	58	16	27.6	59	16	27.1	1			1								
13	117	北区	40.0	2024年4月	72	64	1,858	497	26.7	法律や条例、要綱に基づき設置された審議会、委員会等(議会及び行政委員会を除く)	37	36	689	174	25.3	3	1	14	3	21.4	51	8	15.7	52	8	15.4	1			1								
13	118	荒川区	30.0	2025年3月	27	21	424	90	21.2	地方自治法(第202条の3)に定める付属機関や地方自治法(第180条の5)に定める行政委員会	23	19	384	82	21.4	3	1	12	1	8.3							1			1								
13	119	板橋区	40.0	2026年3月	77	72	2,337	749	32.0	付属機関及び要綱等により設置されている各種審議会・協議会・懇談会等 ※休止中のものを除く	33	33	601	176	29.3	4	3	25	3	12.0	53	5	9.4	54	5	9.3	1			1								
13	120	練馬区	50.0	2025年3月	63	59	1,043	383	36.7	区の審議会等の女性委員の比率(法令等で資格要件があるものを除く。)	33	32	831	230	27.7	4	3	29	5	17.2				48	7	14.6	2	2022年3月31日	2	2022年3月31日	2	2022年3月31日						
13	121	足立区	40.0	2025年3月	54	54	888	307	34.6	地方自治法(昭和22年法律第67号)第138号の4第3項の規定に基づき、法律又は条例等により設置された付属機関	54	54	888	307	34.6	4	1	23	2	8.7	65	8	12.3	66	9	13.6	1			1								
13	122	葛飾区	40.0	2027年3月	49	46	937	271	28.9	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等、地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等、区長の私的諮問機関等	32	32	663	201	30.3	4	2	25	3	12.0	50	8	16.0	51	8	15.7	1			1								
13	123	江戸川区								33	28	846	197	23.3	4	2	26	3	11.5	72	3	4.2	73	3	4.1	1			1									
13	201	八王子市	50.0	2024年3月	105	91	1,351	382	28.3	地方自治法第180条の5に基づく委員会等、同第202条の3に基づく審議会等及びその他要綱に基づく懇談会等	51	47	731	191	26.1	6	3	44	6	13.6	48	10	20.8	49	11	22.4	1			1								
13	202	立川市	35.0	2025年3月	78	70	1,023	304	29.7	付属機関(地方自治法第202条の3)、要綱等で設置、行政委員会(地方自治法第180条の5)	14	13	285	68	23.9	5	3	31	5	16.1	43	7	16.3	44	7	15.9	2	2022年3月31日	2	2022年3月31日	2	2022年3月31日						
13	203	武蔵野市	50.0	2024年3月	86	82	1,698	839	49.4	地方自治法第180条の5、第202条の3、その他要綱などで設置しているもの	37	36	551	188	34.1	5	5	31	9	29.0	27	4	14.8	28	5	17.9	1			1								
13	204	三鷹市	50.0	2024年3月	68	54	1,519	540	35.5	市の事務又は事業について市民、学識者の意見を市政に反映させるため、市民、学識者等を構成員として市長その他の執行機関に設置された審議、審査、聴取又は助言を行う市民会議等	29	26	444	142	32.0	5	3	36	3	8.3	34	10	29.4	35	10	28.6	1			1								
13	205	青梅市	33.0	2023年3月	84	71	1,098	272	24.5	法律、条例、要綱等により設置されている委員会・審議会等	36	33	423	98	23.4	5	2	36	3	8.3				35	5	14.3	1			1								
13	206	府中市	40.0	2023年3月	50	48	741	292	34.0	付属機関(私的諮問機関)	42	41	585	186	31.8	5	3	35	5	14.3	27	6	22.2	28	6	21.4	1			1								
13	207	昭島市	40.0	2031年3月	68	60	798	258	32.1	付属機関(委員会等)	44	40	553	168	30.4	5	3	26	5	19.2	34	3	8.8	35	3	8.6	2	2021年3月31日	2	2021年3月31日	2	2021年3月31日						
13	208	瑞穂市	40.0	2026年4月	91	80	1,220	397	32.5	地方自治法(第180条の5)に基づく行政委員会、地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等、規則・要綱等に基づく審議会等	36	36	503	156	31.0	5	4	38	7	18.4	31	5	16.1	32	5	15.6	1			1								
13	209	町田市	40.0	2027年3月	66	56	820	242	29.5	付属機関、懇談会等	36	32	507	155	30.6	5	2	29	3	10.3	33	4	12.1	34	4	11.8	1			1								
13	210	小金井市	50.0	2026年3月	76	72	805	286	35.5	法律又は政令、条例等により設置	49	44	541	175	32.3	5	5	28	7	25.0	28	8	28.6	29	8	27.6	1			1								
13	211	小平市	50.0	2026年3月	64	58	926	404	43.6	地方自治法第180条の5に基づく委員会、法律、条例に基づく附属機関、その他要綱等に基づく懇談会等	46	42	598	251	42.0	5	5	29	8	27.6	32	6	18.8	33	7	21.2	1			1								
13	212	日野市	40.0	2026年3月	93	83	1,435	441	30.7	1.法律または政令、条例、要綱等により設置されている審議会 2.法律により設置されている審議会 3.条例、規則により設置されているもの 4.要綱により設置されているもの	48	44	876	306	34.9	5	4	29	5	17.2				28	8	28.6	1			1								

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲						地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			調査時点コード								
			目標値 (%)	目標達成期限	審議会等数	うち 女性 委員 数	総 委員 数	うち 女性 委員 数	女性 比率 (%)	審議会等数	うち 女性 委員 数	総 委員 数	うち 女性 委員 数	女性 比率 (%)	委員会等数	うち 女性 委員 数	総 委員 数	うち 女性 委員 数	女性 比率 (%)	総 委員 数	うち 女性 委員 数	女性 比率 (%)	総 委員 数	うち 女性 委員 数	女性 比率 (%)	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他		地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他		地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他						
13	213	東村山市	30.0	2020年3月(令和4年度までに更なる向上)	69	62	844	272	32.2	行政委員会、地方自治法第202条の3で規程されているもの、その他法律・条例により設置されているもの(地方自治法138条の4、第202条の3参照)、設置要綱などにより、長の諮問機関として設置されている審議会等						44	42	585	173	29.6	5	2	29	4	13.8	33	6	18.2	34	6	17.6	1		1		1			
13	214	関分寺市	40.0	2024年までに	97	83	1,167	454	38.9	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会、要綱等により設置されている委員会、地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等						49	40	510	162	31.8	5	3	29	5	17.2	32	5	15.6	33	5	15.2	1		1		1			
13	215	国立市	30%以上である審議会等の割合90%	2024年3月	58	54	640	194	30.3	地方自治法第138条の4第3項の規定により、法律又は条例に基づき設置する附属機関及び要綱に基づき設置する懇談会等。						42	41	469	146	31.1	5	4	24	4	16.7	24	4	16.7	25	4	16.0	2	2022年3月31日	2	2022年3月31日	2	2022年3月31日		
13	218	福生市	35.0	2027年3月	34	30	381	117	30.7	地方自治法第180条の5、地方自治法第202条の3、規則に基づく審議会等						27	25	337	107	31.8	5	3	21	4	19.0	28	4	14.3	29	4	13.8	1		1		1			
13	219	狛江市	40.0		42	39	473	159	33.6	条例等に基づき設置する審議会、委員会並びに協議会等						30	29	355	115	32.4	5	2	25	4	16.0	28	8	28.6	29	8	27.6	1		1		1			
13	220	東大和市	40.0	2031年3月	43	36	588	175	29.8	行政委員会、付属機関、法律、条例により設置されているもの、設置要綱により長の私的諮問機関として設置されているもの。						32	28	415	114	27.5	5	3	28	8	28.6	24	6	25.0	25	6	24.0	1		1		1			
13	221	清瀬市	50.0	2028年3月	27	25	300	92	30.7	全席						27	25	300	92	30.7	5	5	27	6	22.2	25	7	28.0	26	7	26.9	1		1		1			
13	222	東久留米市	50.0		58	51	801	304	38.0	1.法律又は政令により設置されているもの、2.条例、規則により設置されているもの、3.要綱等により設置されているもの						30	26	342	99	28.9	5	3	27	5	18.5	21	3	14.3	22	3	13.6	2	2021年10月1日	2	2021年10月1日	2	2021年10月1日		
13	223	荻原村山市	40.0	2024年3月	77	67	1,108	367	33.1	法律、条例、規則、要綱により設置されている審議会等						30	28	407	95	23.3	5	2	27	3	11.1	29	9	31.0	30	9	30.0	1		1		1			
13	224	多摩市	50.0	2031年3月	56	52	682	275	40.3	行政委員会(地方自治法第180条)及び委員会・審議会(地方自治法第202条の3、設置要綱等)						36	34	416	142	34.1	5	3	26	6	23.1	24	6	25.0	25	6	24.0	1		1		1			
13	225	稲城市	40.0	2026年3月	62	52	913	289	31.7	*法律又は政令により設置されている審議会等 *法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5) *条例、規則等により設置されている懇談会、会議等 *要綱等により設置されている懇談会、会議等						27	24	344	101	29.4	5	2	25	4	16.0	17	5	29.4	18	5	27.8	1		1		1			
13	227	羽村市	29.1%以上	2027年3月までに	61	54	916	267	29.1	地方自治法第202条の3に基づく審議会等、第180条の5に基づく委員会、要綱等により設置されている懇談会、会議等						26	23	313	75	24.0	5	2	22	3	13.6	29	3	10.3	30	3	10.0	2	2022年3月1日	2	2022年3月1日	2	2022年3月1日		
13	228	あきる野市	40.0	2027年3月	48	41	788	280	35.5	法律、条例、規則等により設置されている審議会、委員会等						24	19	354	80	22.6	5	2	28	3	10.7	35	3	8.6	36	3	8.3	1		1		1			
13	228	西東京市	40.0	2023年4月	53	43	756	238	31.6	地方自治法第202条の3に基づく審議会、その他審議会						42	35	595	183	30.8	5	3	35	5	14.3	34	5	14.7	35	5	14.3	1		1		1			
13	303	瑞穂町	30.0	2025年3月	71	49	889	214	24.1	町の全関連委員会						45	29	621	142	22.9	5	2	28	3	10.7	29	2	6.9	30	2	6.7	1		1		1			
13	303	日の出町														20	16	271	60	21.7	5	2	27	3	11.1			35	5	14.3	1		1		1				
13	307	栢原村														0	0	0	0	0.0	0	0	0										1		1				
13	308	皇多摩町	50.0	2025年3月	36	29	351	140	39.9	法律又は政令により設置されている審議会等						11	11	123	37	30.1	4	2	13	2	15.4	24	1	4.2	25	1	4.0	1		1		1			
13	361	大島町														9	8	102	19	18.6	5	4	28	4	14.3	23	1	4.3	24	1	4.2	1		1		1			
13	362	利島村														6	5	36	12	33.3	5	1	16	2	12.5	5	0	0.0	6	0	0.0	1		1		1			
13	363	新島村														18	9	169	16	9.5	5	3	26	6	23.1			25	0	0.0	1		1		1				
13	364	海津島村														12	6	100	13	13.0	5	3	27	6	22.2			20	0	0.0	1		1		1				
13	381	三宅村														11	9	116	20	17.2	5	4	21	5	23.8	21	0	0.0	22	0	0.0	1		1		1			
13	382	御蔵島村														3	2	20	2	10.0	4	2	14	4	28.6								1		1				
13	401	八丈町														13	10	171	34	19.9	5	3	27	5	18.5	18	0	0.0	19	0	0.0	1		1		1			
13	402	青ヶ島村														1	1	2	1	50.0	4	2	13	4	30.8								1		1		1		
13	421	小笠原村														5	2	65	5	7.7	4	1	15	1	6.7	24	0	0.0	25	0	0.0	1		1		1			







調査時点		議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)														
都 道 府 県	市 区 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7						
				議員の出産を欠席事由と して明記した規定(産休を 含む)があるか。	問1で1.を選択した場 合、取得することが可 能な休業期間は、次の うちどれか。	問1で1.を選択 した場合、産 休に係る産前産後 期間の明記はあ るか。	問3で1.を選択した 場合 該当部分の条文(本文)を 記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期 間の報償について減額の規定はあ るか。	問5で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由につ いて、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけ てください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない						
		1. 明記した規定があり、 認めている。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、 過去に使用した事例も判 断したこともない。	左記で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、 過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも短 い。 2. 労働基準法65条の 産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも長 い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後 期間を明記した規 定がある。 2. 産前産後 期間を明記した規 定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者 の出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
		47		57	0	43		7		44	42	42	42	46	40	
		11		3	32	14		45		7	5	5	5	10	3	
		1		0	14			5		1	1	1	1	1	1	
		3		2	11					10	14	14	14	5	14	
							千代田区議会議員規則									
13	101	千代田区	2	1	2	1	第1章 総則 第2条 議員は、出産のため出 産できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前 の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明 らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第7章 委員会 第10条の2 2 委員は、出産のため出 産できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前 の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明 らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1
13	102	中央区	1	1	4	2	中央区議員旧姓使用取扱要綱 第3条 第5条の規定により旧姓の使用を承認された議員(以下「旧姓使用議員」とい う。)は、法令等の規定に抵触しないもので、職務遂行又は事務処理上誤解や混 乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができるものとする。	2		2	2	2	2	2	4	
13	103	港区	1	1	2	1	港区議員通称使用取扱要綱 (通称を使用できる範囲) 第2条 通称を使用することができる文書等の範囲は、別表1のとおりとする。 2 別表2に掲げる文書等のうち、次の各号のいずれかに該当する場合については、 通称を使用することができない。 (1)法令等によって、戸籍上の氏名を使用することが定められている文書 (2)区長、区、他の地方公共団体その他団体等(以下「区長等」という。))に対する決 定、申請、報告等の文書等。ただし、専ら職務遂行又は事務処理上、通称を使用し ても誤解や混乱を生じおそれがない文書等については、この限りでない。 (3)権利義務、身分等に関係する文書等 別表1 通称使用できる文書等の主なもの ○出勤簿、年次有給休暇簿、6期簿、職務専念義務免除申請書など ○各種選挙申込書等受領手続など(ただし、管理職選挙等特別区人事委員会が実 施する選挙を除く。) ○専任通知書(辞任・異格・異動・異動)など ○住居届、通勤届、扶養親族(異動)届、給与減額免除申請書、近接地外旅行命令 簿、日給旅費指定(解除)申請書など ○職員厚生会各種給付申込書・職員住宅入居・退去関係書類など ○研修名札、研修生推薦書など ○紀行文、支出命令書、通知・照会・回答などの一般文書 ○ネームプレート、公選連絡カード、事務分限表、履歴表、回覧用紙など ○金銭出納員、現金取扱員、物品出納員など (ただし、登録時に通称を併記した場合に限る。) 別表2 戸籍名しか使用できない文書等の主なもの <法令等により制限のあるもの> ○公共年金受給申請書、公務災害補償年金申請書、児童手当認定申請書など <税務署、特別区職員互助組合、東京都職員共済組合等の外部機関へ提出するも の(区長等への報告を含む)> ○源泉徴収票、給与支払報告書、扶養控除等(異動)申告書、保険料控除申告書など ○財産形成貯蓄申込書等、グループ保険申込書等、東京都共済組合被保険者証、 育児休業手当金請求書、給与振込口座氏名、人間ドック申込書など ○職員証、職務委託書などの身分証明証 ○住民票簿、選挙区画等調整条例施行規則 ○健康診断結果報告書 <権利義務・身分等に関係するもの> ○専任通知書、育児休業承認請求書、部分休業承認請求書など ○身分に関する発令通知書(採用、退職など)、退職届 ○職員厚生会各種給付申込書、職員厚生会カフェテリア補助金申請書など	2		1	1	1	1	1	1	1
13	104	新宿区	1	1	3	1	新宿区議員旧姓使用取扱要綱 第3条 この要綱の規定により旧姓の使用を承認された議員は、法令等の規定に抵 触しない文書等、職務遂行又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないもの において、旧姓を使用することができる。 新宿区議会議員規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを 得ない事由のため出産できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議 長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出産できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合 にあつては、16週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内 において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	4	





都	市	市	区	町	村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												
							問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない						
道	府	県	市	町	村	議員名	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具休例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
			13	118	荒川区	2	荒川区議会	1	2	1			2	1	1	1	1	1	1
			13	119	板橋区	2	板橋区議会	1	2	1			2	1	1	1	1	1	1
			13	120	練馬区	1	練馬区議会	1	2	1			1	1	1	1	1	1	1
			13	121	足立区	1	足立区議会	1	2	1			2	1	1	1	1	1	1
			13	122	葛飾区	2	葛飾区議会	1	2	1			2	1	1	1	1	1	1
			13	123	江戸川区	1	江戸川区議会	1	2	1			2	1	1	1	1	1	1
			13	201	八王子市	2	八王子市議会	1	2	1			2	1	1	1	1	1	1

都 市 市				市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査													
進 区	府 町 区	市 区 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。														
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7							
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例もない							
				1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。												
				議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の規定による産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の規定による産前産後期間よりも長い。 3. 労働基準法65条の規定による産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の介護 疾病 その他							
13	202	立川市	1	立川市議員旧姓使用取扱要綱 〔趣旨〕 第1条 この要綱は、議員が婚姻その他の事由により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き氏を改める前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することについて必要な事項を定めるものとする。(旧姓使用の範囲) 第2条 旧姓を使用することのできる文書等は、法令等の規定に反するおそれのない限り職務の遂行に必要とするもの、職務遂行上又は事務処理上協解や混乱を招くおそれのないもの又は次の各号に掲げるものとする。 (1) 居住所録 (2) 産席表 (3) 出勤簿(タイムカード) (4) 請願簿 (5) 時間外命令簿 (6) 出張命令簿 (7) 各届書類(請願、通勤届、扶養親族届) (8) 選休表 (9) 請求書 (10) 支出命令書・支出負担行為届書 (11) 検印請求書 (12) 名札 (13) 身分証明書(両姓併記) (14) 研修通知 (15) 前各号に掲げるもののほか、所属長が旧姓を使用することに支障がないと認められるもの 2 公権力の行使に関する文書、給付に関する文書、議員の身分関係を規定する文書その他職務遂行上又は事務処理上協解や混乱を招くおそれのある文書については、旧姓を使用することはできない。(旧姓使用の申請) 第3条 旧姓を使用しようとする議員は、旧姓使用承認申請書(第1号様式)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。2 前条の規定による申請は、立川市職員給与規程(昭和24年立川市職員給与令)第25条各号の規定による勤務管理と同様にしなければならない。(旧姓使用の承認) 第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、旧姓使用承認通知書(第2号様式)により旧姓使用を許可し、職員及び当該議員の所属長に通知するものとする。 3 旧姓を使用する議員は、「議員の責務」における表示及び呼称に当たっては、協解を招くことのないよう努めなければならない。 4 行政管理者人事課長は、旧姓使用届出書(第3号様式)を整備するとともに、旧姓使用の適正な運営管理に努めなければならない。(旧姓使用の中止) 第5条 旧姓使用の承認を受けた議員が、旧姓使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(第4号様式)を市長に提出しなければならない。 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、旧姓使用中止通知書(第5号様式)により、当該届出をした議員の所属長に通知するものとする。(変付) 第7条 この要綱の施行について必要な事項は、行政管理者長が別に定める。	立川市議会	1	3	1		2	1	1	1	1	1	2	
13	203	武蔵野市	1	武蔵野市議員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、議員が婚姻、離婚、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等により改める前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用することを認めることにより、本市行政の継続性及び安定性を確保するとともに、職場における男女平等の実現を図ることを目的とする。	武蔵野市議会		2				4	4	4	4	4	4	
13	204	三鷹市	1	三鷹市議員旧姓使用取扱要綱 〔趣旨〕 第1条 この要綱は、婚姻その他の事由により氏を改めることによる不利益・不都合を軽減し、社会活動の継続性を確保するとともに、職場における男女平等の実現を図るため、三鷹市職員(以下「職員」という。)が氏を改めた後も、引き続き氏を改める前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することについて必要な事項を定めるものとする。 〔旧姓使用の届出〕 第2条 氏を改めた職員(都庁に採用された職員を含む。)が旧姓を使用しようとするものは、旧姓使用届(様式第1号)により、原則として三鷹市役所庶務課(昭和27年三鷹市条例第9号第7条第3項の規定に基づく改姓の出発(前期)に採用された職員は、同条第1項の規定に基づく氏名の届出)とし、市長に届出するものとする。 2 前項の届出を受理した場合は、市長は、旧姓を使用することを認めるものとする。 〔旧姓使用の範囲〕 第3条 旧姓使用の範囲は、次に掲げる場合を除き、職員として氏名を用いる場合とする。 (1) 法令等によって戸籍上の氏名を使用することが定められている場合 (2) 官公庁の事務用、関係機関に対する公文、申請、報告等において氏名を使用する場合。ただし、専ら職務上氏名を使用する場合で、混乱又は支障を生じることがないときは、この限りでない。 〔通知〕 第4条 旧姓を使用する議員は、旧姓使用に当たっては、常に旧姓使用に努めなければならない。 2 市長は、旧姓使用届(様式第2号)を整備するとともに、旧姓使用の適正な運営管理に努めなければならない。 〔旧姓使用の中止〕 第5条 旧姓を使用する議員が旧姓使用を中止しようとするものは、旧姓使用中止届(様式第3号)により、市長に届出するものとする。 〔通知〕 第6条 市長は、第2条第1項に規定する旧姓使用を受理した場合及び前条に規定する旧姓使用中止届を受理した場合は、速やかに当該職員及びその所属長に通知するものとする。 〔変付〕 第7条 この要綱に定めるもののほか、旧姓使用の取扱いについて必要な事項は、市	三鷹市議会	1	2	1		1		1	1	1	1	1	1
				三鷹市議員旧姓使用取扱要綱 〔趣旨〕 第1条 この要綱は、議員が婚姻その他の事由により氏を改めたことによる不利益・不都合を軽減し、社会活動の継続性を確保するとともに、職場における男女平等の実現を図るため、三鷹市職員(以下「職員」という。)が氏を改めた後も、引き続き氏を改める前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することについて必要な事項を定めるものとする。 〔旧姓使用の届出〕 第2条 氏を改めた職員(都庁に採用された職員を含む。)が旧姓を使用しようとするものは、旧姓使用届(様式第1号)により、原則として三鷹市役所庶務課(昭和27年三鷹市条例第9号第7条第3項の規定に基づく改姓の出発(前期)に採用された職員は、同条第1項の規定に基づく氏名の届出)とし、市長に届出するものとする。 2 前項の届出を受理した場合は、市長は、旧姓を使用することを認めるものとする。 〔旧姓使用の範囲〕 第3条 旧姓使用の範囲は、次に掲げる場合を除き、職員として氏名を用いる場合とする。 (1) 法令等によって戸籍上の氏名を使用することが定められている場合 (2) 官公庁の事務用、関係機関に対する公文、申請、報告等において氏名を使用する場合。ただし、専ら職務上氏名を使用する場合で、混乱又は支障を生じることがないときは、この限りでない。 〔通知〕 第4条 旧姓を使用する議員は、旧姓使用に当たっては、常に旧姓使用に努めなければならない。 2 市長は、旧姓使用届(様式第2号)を整備するとともに、旧姓使用の適正な運営管理に努めなければならない。 〔旧姓使用の中止〕 第5条 旧姓を使用する議員が旧姓使用を中止しようとするものは、旧姓使用中止届(様式第3号)により、市長に届出するものとする。 〔通知〕 第6条 市長は、第2条第1項に規定する旧姓使用を受理した場合及び前条に規定する旧姓使用中止届を受理した場合は、速やかに当該職員及びその所属長に通知するものとする。 〔変付〕 第7条 この要綱に定めるもののほか、旧姓使用の取扱いについて必要な事項は、市	三鷹市議会												

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
				問1 議員の出産を欠席事由と 明記した規定(産休含 む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場 合、取得することが可 能な休養期間は、次の うちどれか。	問3 問1で1.を選択 した場合、出産 に係る産前産後 期間の明記はある か。	問4 問3で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休暇期 間の報酬について減額の規定はあ るか。	問6 問5で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由につ いて、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけ てください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない							
				議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、 過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも短 い。 2. 労働基準法65条の 産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも長 い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期 間を明記した規 定がある。 2. 産前産後期 間を明記した規 定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者 の出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
			1. 明記した規定があり、 認めている。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、 過去に使用した事例も判 断したことない。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。													
			長が別に定める。 附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成8年12月1日から施行する。 (経過措置) 2 この要綱の施行前に婚姻その他の事由により氏を改めた議員は、平成10年5月31 日までに第2条第1項の規定に準じて届出をすることにより、旧姓を使用することができ るものとする。 様式 略														
13	205	青梅市	2		青梅市議会	1	3	1	青梅市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを 得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議 長に届けなければならない。 2 議員は、出席のため出席できないときは、出席予定日の8週間(多胎妊娠の場合 にあつては、16週間)前の日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内 において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	
13	206	府中市	1	府中市職務権限規程 別表第2(第20条)個別権限事項表 職員課人事係 「49 職員の旧姓の使用を承認すること。」 ※他に「府中市職員の旧姓の使用に関する要綱」	府中市議会	1	2	1	府中市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを 得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議 長に届けなければならない。 2 議員は、出席のため出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合に あつては、14週間)前の日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内にお いて、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第4条第5号(平27議会告示3・市3議会告示1一部改正) (欠席の届出) 第56条の2 議員は、公務、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のや むを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻まで に議長に届けなければならない。 2 議員は、出席のため出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合 にあつては、14週間)前の日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内 において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができ る。 (平27議会告示3・追加、市3議会告示1一部改正)	2	1	1	1	1	1	1	
13	207	昭島市	1	昭島市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、昭島市職員が婚姻、異子縁組その他の事由により戸籍上の氏 を改めた後も、引き続き氏を改める前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することにつ いて必要な事項を定めるものとする。	昭島市議会	1	2	1	昭島市議会会議規則 条文(欠席の届出)第2条第2項及び第40条第2項 議員は、出席のため出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合に あつては、14週間)前の日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内 において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	1
13	208	鎌倉市	1	鎌倉市職員旧姓等使用取扱要綱 第1 趣旨 この要綱は、職員が婚姻その他の理由により氏を改めた後も引き続き旧姓を使用す ることに関して必要な事項を定めるものとする。 第2 定義 この要綱において「旧姓等使用」とは、職員が、市の事務執行上次に規定する範囲 内で、婚姻、異子縁組その他の理由(以下「婚姻等」という。))により氏を改めた後も引 き続き当該婚姻等前の氏(当該婚姻等以前に既に前記による承認を受けて使用して いた氏を含む。)を称すること及び婚姻、異子縁組その他の理由(以下「離婚等」とい う。)により当該婚姻等前の氏に復した後も引き続き当該離婚等の際にしていた氏 を称することをい、ペンネーム、ニックネーム等の通称を使用することは含まないもの とする。 第3 旧姓等使用の範囲 職員は、法令に違反しない範囲内で、職務遂行上又は業務上調整や混乱を生じら ず認められる範囲で旧姓等使用することができる。 (1) 出退勤システムを使用している各種届出、申請、伺い、命令、報告等 (2) 鎌倉市職員の職制に関する条例施行規則(平成20年鎌倉市規則第42号)第 6条に規定する出張復命書 (3) 鎌倉市事業決裁規程(昭和54年鎌倉市訓令第3号)別表第1の規定による出張 復命書 (4) 鎌倉市職員職務規程(昭和38年鎌倉市訓令第19号)第13条に規定する事務引 継書 (5) 鎌倉市文書管理規程(昭和55年鎌倉市訓令第1号)第22条に規定する起案文 書 (6) 職員記名簿 (7) 業務記名簿 (8) 職員共済会会員名簿 (9) 鎌倉市職員札着用規程(平成10年鎌倉市訓令第2号)第3条に規定する名 札、名刺、報告等に掲げる氏の名が、各所属における文書のうち、所属長が旧姓 等使用をすることについて支障がないと認められたもの 第4 申請 1. 旧姓等使用をしようとする職員は、旧姓等使用承認申請書(第1号様式)を市長に	東京都鎌倉市議会	1	4	2			3						具体例: 鎌倉市議 会議員の議員報 欄等の減額に關 する条項で旧姓 は適用除外と している

都 道 府 市 町 村 区	市 区 町	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な産産後期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない								
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他		
		提出し、その承認を受けなければならない。 2 前項の規定による申請は、原則として調布市職員服務規程第3条第2項に規定する雇止め承認書の提出と同時に提出しなければならない。 第5条 承認 市長は、第4第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、旧姓等使用を承認するときは、旧姓等使用承認通知書(第2号様式)を当該申請をした職員に、旧姓等使用承認書(第3号様式)を当該職員の所属長に送附するものとする。 第6条 中止 1 旧姓等使用の承認を受けた者が旧姓等使用を中止しようとするときは、旧姓等使用中止届(第4号様式)を市長に提出しなければならない。 2 市長は前項の規定による届出があったときは、旧姓等使用中止通知書(第5号様式)により、当該届出した職員の所属長に送附するものとする。 第7条 職員の義務 職員は、旧姓等使用における氏名の表示及び呼称に当たっては、誤解を生ずることのないよう努めなければならない。 第8条 台帳の整理 総務部長は、旧姓等使用者台帳(第6号様式)を整備し、旧姓等使用の適切な運用管理に努めなければならない。 第9条 委任 この条例に定めるもののほか、旧姓等使用の取扱いに関し執拗な事項は、総務部長が別に定める。	議 会 名														
13	209	町田市	1	町田市議員旧姓使用取扱要綱 第2 旧姓使用の範囲 1 旧姓使用できる文章等は、法令等に抵触するおそれのない等組織内部で使用されている文章等で、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を生じさせるおそれのないものとする。 2 公権力の行使は職員等の身分に関する文書その他職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を生じさせるおそれのある文書等については、旧姓を使用することはできない。	町田市議会	1	3	1	町田市議会会議規則 第2条 議員は、疾病、看護、介護、配偶者の出産補助、育児、公務その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出席のため出席できないときは、その出席の前後を通じ16週間(多胎妊娠の場合にあっては、24週間の範囲内)において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	
13	210	小金井市	1	小金井市議員旧姓使用取扱要綱 全文(第1条から第7条まで)	小金井市議会	1	3	1	小金井市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出席のため出席できないときは、出席予定日の7週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前からその出席の前後を通じて16週間(多胎妊娠の場合にあっては、22週間)以内の範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	
13	211	小平市	1	小平市職員服務規程 (旧姓の使用) 第4条の2 職員は、婚姻、養子縁組その他の事由(以下この項において「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、別に定めるところにより、婚姻等の前の戸籍上の氏を文書等に使用すること(以下この条において「旧姓使用」という。))を希望する場合は旧姓使用を中止することを希望する場合は、速やかに総務部職員課に申し出なければならない。 2 前項の規定による申出を受けた場合、総務部職員課長は、旧姓及び変更後の戸籍上の氏の確認を行い、別に定めるところにより当該職員に旧姓使用又は旧姓使用の中止を通知する。 3 前項の規定による旧姓使用の通知を受けた職員は通知された使用開始年月日から旧姓使用を行うこととし、前項の規定による旧姓使用中止の通知を受けた職員は通知された使用中止年月日から旧姓使用を中止しなければならない。 4 職員は、旧姓使用を行うに当たって、市民及び他の職員に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。	小平市議会	1	4	2			2	2	4	4	4	2	4
13	212	日野市	2		日野市議会	1	2	1	日野市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出席のため出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出席の日後6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内の範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	
13	213	東村山市	1	東村山市議員の旧姓使用の取扱いに関する規程 第1条 この規程は、東村山市職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた後も、性別と能力を一併発動できる、やむを得ないことが生じたとき、若しくは本人の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに關し、必要な事項を定めることを目的とする。	東村山市議会	1	2	1	東村山市議会会議規則 第1章 会議 第2条第2項 議員は、出席のため出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出席の日後6週間(多胎妊娠の場合にあっては、10週間)を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第2章 委員会 第4条第2項 委員は、出席のため出席できないときは、出席予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出席の日後8週間(多胎妊娠の場合にあっては、10週間)を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	



都 市 区 府 町 村 名	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他				
			間1	間2	間3	間4	間5	間6	間7											
			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	間1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	間1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	間3で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	間1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	間5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	間7											
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例											
		第7条 この要綱に定めるもののほか、旧姓使用の取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。	議 会 名							会の会期等に出席した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)まで適用する。 (請求手続の減額) 第4条 6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)の前6箇月以内の期間において、前条の規定により議員報酬を減額支給された月がある場合の期末手当の額は、当該議員が受けるべき期末手当の額に同条第1項の表に掲げる議会活動をしない期間の区分に応じた割合を乗じて算出する。 2 基準日の前6箇月以内の期間において、前条第1項の表に規定する議会活動をしない期間の区分に応じた割合が異なる場合は、当該割合のうち、いずれか低い割合を適用する。 (適用除外) 第5条 次に掲げる事由により、議員が長期にわたって議会活動をしない場合は、前2条の規定は、適用しない。 (1) 公務上の災害 (2) 出産(労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項(ただし書を除く。)に規定する期間とする。) (3) 長期にわたって議会活動をしないことがやむを得ないと議長が認める事由(前任期における議会活動をしない期間等) 第6条 この要綱の規定により議員報酬を減額された議員が再び議員の資格を得た場合には、前任期における議会活動をしない期間及び議員報酬の減額は、現任期における議員報酬及び期末手当にその効力を及ぼさないものとする。 (委任) 第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。										
13220	東大和市	1	東大和市議員旧姓使用取扱要綱 第5条 市長は、旧姓使用申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、旧姓使用承諾通知書により当該職員及び当該職員の所属長に通知するものとする。	東大和市議会	1	3	1	東大和市会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため欠席するときは、出産予定日の7週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間(多胎妊娠の場合にあつては、10週間)を経過する日までの範囲内において、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	
13221	清瀬市	3		清瀬市議会	1	2	1	清瀬市議会会議規則 第2条第2項 議員は出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
13222	東久留米市	1	東久留米市議員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、議員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関する必要な事項を定めるものとする。	東久留米市議会	1	3	1	東久留米市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
13223	武蔵村山市	1	武蔵村山市議員旧姓使用取扱要綱 (職責) 第1条 この要綱は、婚姻その他の事由により戸籍上の氏を改めることによる議員の不利益及び不都合を軽減し、業務の継続性及び安定性を確保するため、議員が氏を改めた後も引き続き氏を改める前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。	武蔵村山市議会	1	2	1	武蔵村山市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
13224	多摩市	1	多摩市議員服務規程 (旧姓等の使用) 第6条 議員は、別に定めるところにより、婚姻等によって氏を改めた後も引き続き旧姓を使用すること及び事実上の婚姻関係のある場合において、相手側の氏を使用することができる。	多摩市議会	1	2	1	多摩市議会会議規則 第2条 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第8条 2 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
			間1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	間2 間1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	間3 間1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	間4 間3で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	間5 間1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	間6 間5で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	間7									
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法66条の規定がある。 2. 労働基準法66条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法66条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他			その他具体例							
13	225	福城市	福城市議員旧姓等使用取扱要領 第1条 この要領は、福城市(以下「市」という。)の職員(以下「職員」という。)が婚姻、離婚、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を変更した後も引き続き変更前の氏(以下「旧姓」という。)を使用すること等に関して必要な事項を定めるものとする。 (変則) 第2条 この要領において「旧姓等使用」とは、職員が市の事務執行上次に規定する範囲内で、婚姻等により戸籍上の氏を変更した後も引き続き旧姓を称することをいふ。ペンネーム、ニックネーム等を使用することは含まないものとする。 (旧姓等使用の範囲) 第3条 旧姓等使用をすることができるのは、人事、給付、税金、共済、出納等の分野における事務について、公務員としての専ら職務にかかわらず、かつ、法令に違反しないものを原則とし、専ら職務上で職務上使用する次の各号に掲げるものとする。 (1) ホームプレート(福城市職員職務規程(昭和46年福城市訓令第3号。以下「職務規程」という。第4条第1項に規定するものを含む。)) (2) 復命書(職務規程第8条第4項に規定するものを含む。)) (3) 旅行届(職務規程第13条に規定するものを含む。)) (4) 車引届書(職務規程第14条に規定するものを含む。)) (5) 起家文書(福城市文書管理規程(平成16年福城市訓令第2号)第17条に規定するものを含む。)) (6) 職員名簿 (7) 職員配置図 (8) 前各号のほか、所属長が旧姓等使用の支障がないと認める書類 (申請) 第4条 旧姓等使用をしようとする職員は、旧姓等使用届(様式第1号)により市長に申請しなければならない。 2 申請の提出による旧姓等使用届は、職務規程第3条に規定する履歴事項の届と同時に提出するものとする。 (承認) 第5条 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは速やかに当該旧姓等使用を承認し、その旨を旧姓等使用承認通知書(様式第2号)により、当該申請をした職員に通知するものとする。 2 市長は、前項の承認をした場合は、あわせてその旨を当該職員の所属長に通知するものとする。 (管理) 第6条 総務部人事課長は、旧姓等使用届(様式第3号)を備え、旧姓等使用に関する情報の適正な管理に努めなければならない。 (旧姓等使用者の責務) 第7条 旧姓等使用の承認を受けた者は、旧姓等使用に当たって、常に市民、他の職員等に誤解が生じないように努めなければならない。 (中止) 第8条 旧姓等使用の承認を受けた者が、旧姓等使用を中止しようとするときは、その旨を旧姓等使用中止届(様式第4号)により市長に届け出なければならない。 2 市長は、前項の届出があったときは、その旨を当該届出した職員の所属長に通知するものとする。 (変則) 第9条 この要領に定めるもののほか、旧姓等使用に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。  付 則 (施行期日) 1 この要領は、市長決議のあった日から施行し、従前の福城市職員旧姓等使用取扱要領(平成10年10月1日市長決議)は、廃止する。 (経過措置) 2 この要領の施行の日前までに基止前の要領の規定によりなされた手続その他の行為については、この要領の相当規定によりなされたものとみなす。	福城市議会	1	2	1		2				1	1	1	1	1	1
13	227	羽村市	羽村市議員の旧姓使用の手続きに関する基準 羽村市議員(以下「職員」という。)が婚姻その他の理由により氏を改めた後も、職務上の範囲で引き続き氏を改める前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することについての基準は次のとおりとする。1 旧姓使用を希望する者は、「旧姓使用届」により使用する旧姓その他の必要な事項を市長に届け出る。2 旧姓使用を行う範囲は、次の各号に掲げる場合を除き別表のとおりとする。(1)法令等により戸籍上の氏を使用することが義務づけられているとき。(2)他の機関などから戸籍上の氏を使用することが求められているとき。(3)その他市長が戸籍上の氏を使用することが必要と認めるとき。3 旧姓使用をする職員は、常に適正な使用に努めなければならない。市長は旧姓使用職員台帳により、旧姓使用職員の旧姓、戸籍上の氏その他の必要な事項を記録し、旧姓使用の適正な運用管理に努める。5 旧姓使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届により市長に届け出る。	羽村市議会	1	3	1		2				1	1	1	1	1	1



都 市 区 町 村 名	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												
			問1 議員の出席を欠席事由として明記した規定(産休含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例						
		第4条 旧姓を使用している職員は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第4号)を所属長を経由して任命権者に提出しなければならない。 (旧姓を使用することができる文書等) 第5条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれなく、職務遂行上支障がないと認められるもので、別表第1に掲げるものとする。 2. 旧姓を使用することができない文書等は、次の各号のいずれかに該当するもので、別表第2に掲げるものとする。 (1) 議員の身分に係るもの (2) 議員の権利義務に係るもので、他に与える影響が大きいもの (3) 公権力の行使に係るもの (職員及び所属長の責務) 第6条 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するにあたっては、村民に対して、又は職場内において誤解や混乱を生じさせないように努めなければならない。 2. 所属長は、所属職員の旧姓の使用に關し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 (その他) 第7条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に關し必要な事項は、任命権者が別に定める。 附 則 この要綱は、平成17年5月1日から施行する。 附 則(平成24年要綱第3号) この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 別表第1(第5条関係) (旧姓を使用することができる文書等) 分類 旧姓使用できる事項 文書 決定文書及び供覧文書等に係る押印、旅行文書の担当者 人事 任用 発令通知書(昇給・昇格を除く。)、人事考課制度、職務記録書、昇任選考等(受験申込み等) 服務 ネームプレート(名札、名刺等)、出勤簿、事務引継書、届出事項通知書、懲戒・分限処分関係文書 .													
13	307	檜原村	表彰 職員表彰、永年勤続者感謝、退職者感謝、職員提案 勤務条件 休暇・職免等処理簿等、職員団体関係文書 研修 研修命令、研修記録等研修関係文書 福利厚生 職員健康診断関係文書等 その他 職員名簿、原簿執筆、電子メール、職場での呼称、組織人事一頁、電話番号表 別表第2(第5条関係) (旧姓を使用することができない文書) ① 法令等により、戸籍上の氏名を使用する必要があるもの ア 税金関係文書 源泉徴収、各所得税控除申告書等 イ 給与関係文書 給与明細書、超過勤務命令簿、出張命令書、扶養親族等に関する届、給与減額免除申請書、遺失届及び給与関係の文書 ウ 職員共済組合関係文書												

都 道 府 市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7										
			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合は、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない										
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	上記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他							
			組合員証、被扶養者申告書、各種給付金請求書、各種福祉事申込書等 エ 福利厚生事業関係文書 保険事業、融資事業、給付事業 オ 社会保険関係文書 厚生年金、健康保険及び雇用保険等 ② 対外的に法的効果を伴う行為に用いるもの ア 契約関係文書 イ 納入通知書、領収書 ウ 不服申立関係、行政事件訴訟関係文書 エ 許認可、確認、立入検査、記録機収等の法令等に基づく行政処分に係る文書 等 ③ その他 ア 身分証明書(法令に基づく、立入調査証、吏員証等) イ 宣誓書、履歴書、退職願																
13	308	奥多摩町	1	奥多摩町職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、職務中の呼称としてのほか、別表第1に掲げる文書等において旧姓を使用することができる。	奥多摩町議会	1	2	2		2			4	4	4	4	4	4	
13	361	大島町	1	大島町職員の旧姓使用の取扱いに関する規程 (目的) 第1条 この規程は、大島町職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁結その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた後、個性と能力を一身発揮でき、快適に働くことができるように引き続き従前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。 (旧姓が使用できる文書等) 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれなく、職務高し上支障がないと認められるもので、別表に掲げるものとする。 (旧姓使用の義務) 第3条 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たり、町民及び他の職員に誤解又は迷惑を生じさせないよう努めなければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓の使用に關し適切な運用が図られるように努めなければならない。 (旧姓使用の申出) 第4条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用申出書(様式第1号)により、あらかじめ任命権者に申し出なければならない。 2 任命権者は、前項の規定による申出を承認したときは、旧姓使用に関する承認通知書(様式第2号)により、所属長を通じて当該職員に通知するものとする。 (旧姓使用の中止) 第5条 旧姓使用の承認を受けた職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止申出書(様式第3号)により、所属長を経て任命権者に申し出なければならない。 2 職員は、特段の理由なく旧姓使用の申出と旧姓使用の中止申出を繰り返してはならない。 (旧姓使用併合機) 第6条 勤務課長は、旧姓使用者台帳(様式第4号)を整備するとともに、旧姓使用の適正な運営管理に努めなければならない。 (委任) 第7条 この規程に定めるもののほか旧姓使用に關し必要な事項は、任命権者が別に定める。	大島町議会	1	2	1		2				1	1	1	1	1	1
13	362	利島村	4	新島村職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、一般職に属する職員(臨時及び非常勤職員を除く。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁結その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後においても、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。(承認) 第2条 職員は、任命権者の承認を受けて職員の前で使用している文書、軽微な文書等で職務執行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。(旧姓使用の申請) 第4条 職員は、旧姓の使用の承認を受けようとするときは、旧姓使用申請書(様式第1号)により、所属長を経て任命権者に申し出なければならない。	利島村議会	4								4	4	4	4	4	4
13	363	新島村	1	新島村職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、一般職に属する職員(臨時及び非常勤職員を除く。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁結その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後においても、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。(承認) 第2条 職員は、任命権者の承認を受けて職員の前で使用している文書、軽微な文書等で職務執行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。(旧姓使用の申請) 第4条 職員は、旧姓の使用の承認を受けようとするときは、旧姓使用申請書(様式第1号)により、所属長を経て任命権者に申し出なければならない。	新島村議会	2								2	2	2	2	2	4

都 道 府 県 市 町 村 コ コ ロ ド	市 区 町	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																	
			問1	問2	問3	問4	問5		問6	問7										
			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない									
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の規定が、産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の規定が、産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の規定が、産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具休例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他						
131364	神津島村	1	神津島村職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第15条 この要綱は、一般職に属する職員(臨時及び非常勤職員を除く。以下「職員」という。が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))によって戸籍上の氏を改めた後においても、引き継ぎ婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して、必要な事項を定めるものとする。 (承認) 第2条 職員は、任命権者の承認を受けて職員の間で使用している文書、軽微な文書等で職務遂行上又は非常勤職上業務や混雑を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。 (旧姓使用の範囲) 第3条 前条の旧姓を使用することができる文書等は、別表に掲げるものとする。 (旧姓使用の申請) 第4条 職員は、旧姓の使用の承認を受けようとするときは、旧姓使用申請書(様式第1号)により、所長を経て任命権者に申請しなければならない。	神津島村議会	1	3	2			2					2	4	4	4	2	4
131381	三宅村	1	三宅村議員の旧姓使用の取扱いに関する規程 第3条 旧姓を使用できる文書等の範囲は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 組織内部で使用されるもの ア 起案文書 イ 職務に係る文書 ウ 給与に係る届 (2) 対外的にも使用されるが特別な法律関係を生じさせるおそれのないもの ア 職員の呼称 イ 名札 ウ 名刺 エ 職員名簿 オ 産席表 (3) その他特に支障がないと任命権者が認めたもの	三宅村議会	1	2	1	三宅村議会会議規則 (参考) 第1章 総則 第1条 議員は召集の当日会議定刻前に議事室に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならない。2 前項の規定にかかわらず議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の前週(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。			2				4	4	4	4	1	1
131382	御蔵島村	4		御蔵島村議会	2									4	4	4	4	2	4	
131401	八丈町	2		八丈町議会	1	4	2			2				4	4	4	4	2	4	
131402	妻川島村	4		妻川島村議会	4									4	4	4	4	4	4	
131421	小笠原村	2		小笠原村議会	1	4	2			2				4	4	4	4	3	4	



都 道 市	区	市	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当期間又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
			問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1.を選択した場合、次のうちどれか。 埋止1. 規定するハラスメント等から久し振りに相手を虐待する取組	問12 問11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。				
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。 4. なし	埋止1. 規定するハラスメント等から久し振りに相手を虐待する取組	2. 規定するハラスメント等から久し振りに相手を虐待する取組	3. 規定するハラスメント等から久し振りに相手を虐待する取組	4. その他	その他内容	1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	問15で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。
13	111	大田区	4	4	3							3		2	1	大田区地域防災計画 女性が避難所での共同生活を行うにあたっては、一定のプライバシーを確保するための配慮が必要であり、寝替え、トイレ等のためのプライバシースペースの確保や距離取り、男女別のトイレ設置等を検討することが大切である。区は避難所にプライバシーネットを設置し、生理用品や乳児向け用品(哺乳瓶、粉ミルク、バスタオル等)の備蓄を進めている。また、被災後、できるだけ早く女性の傷やニーズを心取り集約するため、女性の相談体制を整えていき、さらに避難が長期化する場合には、避難所では出にくい女性の声を受け止める女性の意見交換の場として、エセなおた等を活用していく。
13	112	世田谷区	4	2	1	1	3				3	3	1	1	1	世田谷区地域防災計画(令和3年修正) 区は、男女共同参画センターにおいて、女性のための相談窓口を開設し、男女共同参画の視点からの相談支援、女性に対する暴力等の予防啓発、相談窓口情報の提供、団体・専門家の連携調整、女性の就業・起業等の支援などの実施を検討する。
13	113	渋谷区	4	4	3							3	2	2	2	
13	114	世田谷区	4	4	3							3	2	2	2	
13	115	杉並区	2	2	3							3	2	1	1	杉並区地域防災計画(令和3年修正) 区民活動団体等と協働したネットワークの構築男女平等推進センターのネットワークを活用するなど、女性団体と連携も検討する。 1.防災訓練及び研修の充実 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点から防災・復興ガイドライン」を踏まえ、男女平等部門や子ども家庭部門の協力を得て、同ガイドラインを活用した研修を実施する。
13	116	豊島区	4	2	1					3	3	2	1	1	1	金種規則における欠席事由(出産・育児・産前産後の期間等)の整備 組織図の本部員に「男女平等推進センター所長」と明記した。

都 道 市	区	市	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当期間又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。		
			問8 議員の利用すること できる保育施設等が議 会に設置または提供さ れているか。	問9 議員の利用すること のできる授乳室等が議 会に設置または提供さ れているか。	問10 議会におけるハラスメ ント防止に関する取組 を行っているか。	問11 問10で1.を選じた場合、 行っている取組みは、 次のうちどれか。	問12 問11で1.を選じた場合 該当部分の条文(本文) を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材 「政治分野におけるハラ スメント防止研修教材」 の利用	問14 男女共同参画に関する 研修(ハラスメント防止 に関するもの以外)を行 っていますか。	問15 議会において、通称又は 旧姓の使用を認めています か。	問16 問15で1.を選じた場合 該当部分の条文(本文) を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参 画のために実施している ことがあるか。						
			1. 人員及び場所の設置 または提供がされている。 (臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の 設置または提供がされて いる。(臨時のものも含 む) 3. 設置または提供する 予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されて いる。(常設) 2. 授乳等に必要ない場所 の設置または提供がされ ている。(臨時のものも 含む) 3. 設置または提供する 予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今 後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、 取り組む予定もない。 4. なし	埋止1 間ハ ラ ス メ ン ト 防 止 の 取 組 み に 関 する 取 組 み を 行 っ て い る か。	埋止2 間ハ ラ ス メ ン ト 防 止 の 取 組 み に 関 する 取 組 み を 行 っ て い る か。	埋止3 間ハ ラ ス メ ン ト 防 止 の 取 組 み に 関 する 取 組 み を 行 っ て い る か。	4 、 そ の 他	その他内容	1. 利用している。 2. 利用していないが、 今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今 後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、 取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認 めている。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運 用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過 去に使用した事例も判断 したことない。		1. 位置づけられた規 定がある。 2. 位置づけられてい ない。 3. その他(不明等)	左記で1.を選じた場合 該当部分の規定を記入してください。		
13	117	北区	4	4	1							3	2	1		1	東京都北区議会先例集 第1章 総 則 第1節 議 員 1 議員の氏名に関する取り扱い 議員の氏名は、地自治法23条の会議録の署名 に関する規定から、原則として当該議員の戸籍 上の氏名を用いる。 ただし、別に定める場合を除き、届け出により 本に変わるものとして応用している選挙 (公選法に基づく立候補の届け出に際して選挙 長の認定を受けたもの)を使用することができ、 その使用は認めない。 なお、通称を使用する際は、一般選挙後、 通称使用申請書(書式P202)を区議事事務 局長に提出する。	地域防災計画 3-2 避難所における女性への配慮 担当 危機管理室/健康福祉部/北区保健所/教育 振興部/子ども未来部/警察署/ 福祉保健課 (1) 既に災害の避難所生活では、女性の機密か らみつつも問題が浮き上がった。 例えば、女性への食事の準備や清掃等の役割 分担による負担増加、女性1人不足による 女性用物品の不足、対応や子育て看護への配 慮の不足など、混乱の中では男女共同参画 の視点が見られ、精神的・身体的影響が大き く、その結果避難所での問題や、女性への暴力 やセクハラなど社会的問題も生じている。 そこで区では、避難所管理運営委員会内に、避 難所生活における女性の悩みや課題を目的 とした相談窓口の設置・運営を支援するととも に、男女共同参画により避難所運営に携わる 女性1人不足の解消を図る。 (2) 区は、警察等と協力して、避難所等におけ る女性相談員による迅速相談態勢を構築する。 そのため、平時から警察等と協議を図っていく。 (3) (1)及び(2)のような女性を対象とする支援措 置を設ける。
13	118	豊川区	4	4	3							3	2			2		
13	119	板橋区	4	2	1							3	3	2		2	議会図書館で男女共同参画に 関する参考図書を紹介してい る。	
13	120	練馬区	4	2	3								3	2		1	練馬区地域防災計画 ・平常時における男女共同参画センターの役割 ・災害時における男女共同参画センターの役割	
13	121	足立区	2	2	1							3	3	2		2		
13	122	葛飾区	4	2	3									3	2	1	葛飾区業務継続計画(BCP)(地震編) 葛飾区業務継続計画(BCP)(地震編) 災害時優先業務一頁のうち、人権推進課 の項目 ・災害ボランティアセンターの運営支援 災害発生時に葛飾区社会福祉協議会が男女 平等推進センター内に設置する「災害ボラン ティアセンター」の運営が円滑に進むよう、必要な支 援を行う。 ・災害ボランティアセンター-現金管理 災害ボランティアセンター運営における館内 利用者の安全を確保するため、館内各設備を 健全管理する。 (参照) <a href="https://www.city.katsushika.lg.jp/kurashi/1000083/1004032/1004798/1004827.html">https://www.city.katsushika.lg.jp/kurashi/1000083/1004032/1004798/1004827.html</a>	
13	123	江戸川区	4	4	1							3	2	2		1	江戸川区地域防災計画(令和3年度修正)【本 冊JP81 各部の所掌事務 総務課の内容に「男 女共同参画に係る調整を行うこと。」と記載	
13	201	八王子市	4	2	1							3	3	2		2	立川市地域防災計画	
13	202	立川市	4	4	3									3	2	1	第2部第2章第3節 減災目標と対策 減災目標 3 帰宅困難者の安全確保 (1) 一斉帰宅を抑制するための対策 ① 帰宅困難者に受け入れた帰宅困難者に対し て、食料等の提供を行う。その際は、女性総合 センター、子ども未来センター及び東京多摩 広域防災倉庫の備蓄品(食料、毛布等)を活用 する。 第3部第 3章第3節 災害対策本部の組織と職員態勢 立川市災害対策本部事務分掌 政策課 男女平等推進課 1 帰宅困難者対策 2 女性の災害相談 第4部第4章第4節 指定避難所の開設・運営 河川の洪水氾濫や土砂災害等の危険があり、 避難勧告等を発令する場合は、避難所を開設 のうえ住居に開閉、避難所の誘導導入を行 う。なお、風水害に関する指定避難所と併設し ている班は、以下のとおりである。 ○女性総合センター(イム)：政策課、避難所班	



都 道 市	区	市	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
			問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1.を選じた場合、行っている取組は、次のうちどれか。 1. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 2. 行っており、今後、取り組む予定もない。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	問12 問10で1.を選じた場合、行っている取組は、次のうちどれか。 1. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 2. 行っており、今後、取り組む予定もない。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	問13 内閣府が公表した教材「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研究(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選じた場合、行っている取組は、次のうちどれか。 1. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 2. 行っており、今後、取り組む予定もない。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問18 左記で、1.を選じた場合、該当部分の規定をご記入ください。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)				
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 2. 行っており、今後、取り組む予定もない。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	左記で、1.を選じた場合、該当部分の規定をご記入ください。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)					
13	212	日野市	4	4	3					3	2	1	地域防災計画【地震災害対策編】P.34 P.126 P.145 女性防災リーダーを増やす・育成する 育成した人材の登録制度を作る 帰宅困難者、要配慮者を受け入れるための態勢づくり 外国人へ向けたビクトグラム等の活用 多言語対応の設備整備等による対応 受入れ体制や連絡体制の整備 他の被災地での教訓を分析した調査検討の実施 日野市社会福祉協議会との定期的な情報交換				
13	213	東村山市	4	4	3					3	2	2					
13	214	国分寺市	4	2	3					3	2	2					
13	215	国立市	4	4	1	1	3			3	2	2	国立市議会政治倫理条例 (政治倫理基準) 第4条第1項第5号 セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。				
13	218	福生市	4	4	3					3	4	2					
13	219	狛江市	4	4	3					3	2	2					
13	220	東大和市	4	4	3					3	2	2					
13	221	清瀬市	4	4	3					3	2	2					
13	222	東久留米市	4	4	3					3	2	2					
13	223	武蔵村山市	4	4	3					3	2	2					
13	224	多摩市	4	2	3					3	2	2					
13	225	稲城市	4	4	1		3			3	4	1	第三次稲城市長府総合計画・稲城市地域防災計画 男女共同参画等の視点・意見を踏まえた防災対策の確立や避難所での女性、要配慮者等が安心できる環境づくりに努める。				
13	227	羽村市	4	3	1		4	内閣府の資料を議員に提供し、予防啓発に努めている。		2	2	2	議員のなり手不足や若者・女性の政治参加を議会改革項目の中で議論している。				
13	228	あきる野市	4	4	1		4	内閣府が公表した動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」について情報提供した。		3	2	2					
13	229	西東京市	4	4	1		3			3	2	2					
13	303	瑞穂町	4	4	2					3	4	2					
13	305	日の出町	4	4	2					2	4	2					
13	307	増茂村	4	4	2					2	4	3					
13	308	黒川町	4	4	3					3	4	2					
13	381	大島町	4	4	2					3	4	2					
13	382	柳井村	4	4	3					3	4	2					
13	383	新島村	4	4	2					2	3	2					
13	384	神津島村	4	4	2					3	4	2					
13	381	元住吉村	4	4	3					3	4	3					
13	382	御蔵島村	4	4	3					3	4	2					
13	401	八丈町	4	4	3					3	4	2					
13	402	寛文島村	4	4	3					3	4	2					
13	421	小笠原村	4	4	3					3	2	2					